「いのち輝く未来社会をめざすビジョンにおける 『10 歳若返り』プロジェクト推進事業(口の健康、食) 委託業務仕様書

1 事業名

いのち輝く未来社会をめざすビジョンにおける「10 歳若返り」プロジェクト推進事業 (口の健康、食)委託業務

2 事業目的

本事業は、万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」の理念を先取りした施策の推進を図るため、オール大阪で取組みを進めるアクションプランとして 2018 年3月に策定した「いのち輝く未来社会をめざすビジョン」に掲げる目標の一つである「いきいきと長く活躍できる『10 歳若返り』」の実現をめざし、「10 歳若返り」の体験の場やシーンを創出することで、府民の「10 歳若返り(※1)」の取組みへの関心を高めるとともに、認知度向上や企業等の取組みを促進することを目的とする。

※1「10歳若返り」とは、健康寿命の延伸に加え、健康状態に応じて、誰もが生涯を通じ、自らの意思に基づき、活動的に生活できることと定義している。

(参考リンク)[http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku keikaku/inochi v/index.html]

3 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日(金)まで

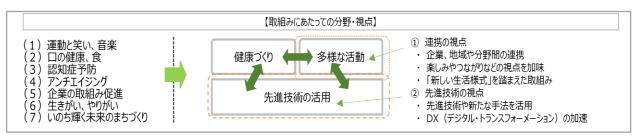
4 委託上限額

4.000.000円(税込) ※本事業を履行するすべての経費を含む

5 委託事業の内容及び提案を求める事項

本事業は、「いのち輝く未来社会をめざすビジョン」に掲げる「いきいきと長く活躍できる『10 歳若返り』(※2)」の【取組みにあたっての分野・視点】のうち、「口の健康、食」を通じた「10 歳若返り」を実際に体験できるコンテンツ(イベント等)を府民向けに提供することにより、府民の「10 歳若返り」の取組みへの関心を高めるとともに、認知度向上や企業等の取組みを促進するために実施するものであり、次の(1)から(5)について実施すること。

(※2)「10 歳若返り」に資する取り組みとは、大阪府において有識者の意見を踏まえて、(1)運動と笑い・音楽、(2)口の健康・食、(3)認知症予防、(4)アンチエイジング、(5)企業の取組み促進、(6)生きがい・やりがい、(7)いのち輝く未来のまちづくりの分野を柱として、「連携の視点」や「先進技術の視点」を踏まえて取り組むこととしているもので、府内の市町村や企業等においても、取組みの増加をめざすもの。



(1)「口の健康、食」を通じた「10 歳若返り」プロジェクトの企画・実施業務

■府民をターゲットとして「口の健康、食」を通じて「10 歳若返り」を体験できる内容の事業を 企画し、実施する

【業務内容】

・大阪府が進める「10 歳若返り」の認知度向上、府民の取組み促進を目的として、従来の健康づくりや生きがいづくりの枠にとらわれず、府民が「10歳若返り」を体験することができる事業を企画・実施すること。

【留意事項】

- ① 「10 歳若返り」の趣旨を踏まえ、「口の健康、食」をテーマにしたコンテンツを体験できる 創意工夫・インパクトのあるものとすること。
- ② 実施事業に加え、「事業のターゲット」「事業を通じて期待できる効果」を明らかにすること。
- ③ 事業実施後にアンケートも含めた検証を実施すること。
- ④ 事業実施にあたって、「健活 10」の取組み(おおさか健活マイレージ アスマイル等を含む) と連携すること(※)。
 - ※参考リンク1「健活10」の取り組み
 - https://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/kenkatsu10/index.html
 - ※参考リンク2「おおさか健活マイレージ アスマイル」の取り組み
 - https://www.pref.osaka.lg.jp/kokuho/platform/asmile.html
- ⑤ 事業の継続性について検討すること。

<提案事項>

〇「『口の健康』が身体全体の健康に影響を与える」ことが実感でき、府民の自主的な予防の取組みを促進する内容とすること。

例:いつでも・どこでも・誰でもできるオーラルフレイル予防

手法の開発・普及

例:「口の健康」と「食べること」を通じた健康啓発イベント 等

(2)事業の実施体制、スケジュール及び業務遂行能力

- ・事業を実施していく上で十分な運営体制が整備されていること。
- ・契約期間全体を通して、事業実施のスケジュールを想定し、その運営について十分な体制が継続的に維持されていること。

<提案事項>

- ○過去(2年以内)の類似事業の実績
- ○事業実施体制及び人員(配置する人員数や、資格・技術など)
- ○契約期間内の全体スケジュール
- ○著作権等コンプライアンスへの取組み(体制、確認方法など)

(3)事業成果の報告

・本事業の成果について、下記のとおり報告を行うこと。ただし、事業の進捗状況については、 大阪府の求めに応じて随時報告すること。

① 最終報告の実施

事業の実施結果を簡潔に取りまとめた資料を作成の上、事業の実施結果を報告する。

② 成果報告書の作成

事業成果について、事業報告書を作成し、令和5年3月31日(金)までに成果報告書を提出する。その際、「成果報告書(全体版)」をデータ及び紙媒体(1部)それぞれの形式で提出すること。

(4)新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

・新型コロナウイルス感染拡大予防対策(ガイドライン)を踏まえ、大阪府コロナ追跡システムの 導入を徹底するなど適切な処置を講じて企画、実施すること。

(5)(1)~(4)の全般にかかる留意事項

- ・成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのもの(原稿及び写真、データ等)の著作権 (著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利を含む)は、発注者に帰属するとともに、本事業 終了後においても発注者が自由に無償で使用できるものとする。
- ・受注者は著作者人格権を行使しないものとする。
- ・イベント出演者等の調整は原則受注者が行うものとする。

- ・使用する映像及び音声に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については受注者が行い、成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
- ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め 又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。
- ・提案事業の実施にあたっては、事前に受注者は発注者と十分協議して進めていくこととし、その最終決定に際しては、発注者は受注者と協議の上、企画提案内容から修正できるものとする。

6 委託事業の実施上の留意点

- ・事業の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- ・受注者は、不測の事態により事業を実施することが困難になった場合には、遅延なくその旨を発注者に連絡し、その指示に従うものとする。
- ・受注者は、事業の過程において発注者から指示された事項については、迅速かつ的確に実施するものとする。
- ・本事業を通じて知り得た情報(個人情報を含む)は、事業実施以外の目的で利用してはならない。
- ・本事業の実施で得られた成果(著作物等)、情報(個人情報を含む)等については、発注者に帰属する。
- ・再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は発注者と協議の上決定する。
- ・本事業の経費をもって、他の業務の経費をまかなってはならない。

7 委託事業の実施状況の報告

- ・受託者は契約締結後、随時、委託事業の実施状況を書面により大阪府に報告すること(様式自由)。なお、イベントを実施する場合は、イベントごとの終了後に実施状況を書面により受注者に報告すること。
- ・大阪府は、必要に応じて、事業内容等について臨時に報告を求めることがあるため、協力すること。

8 書類の保存

・受注者は、全ての証拠書類を整備し、事業年度終了後5年間保存するものとする。

9 事業完了後、大阪府へ提出するもの

・受注者は、事業終了後、事業完了報告書(正副1部ずつ)及び成果物等の電子データを発注者に提出すること。(詳細は別途協議とする。)

10 その他

- ・受注者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、発注者へ報告すること。
- ・受注者は、事業開始時までに事業計画書(事業スケジュール)を発注者へ提出すること。

- ・受注者は、契約締結後、事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- ・受注者は、見積りの詳細について、発注者と本事業の委託契約を締結する際に協議すること。
- ・発注者は、特別の理由がない限り最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定する契約締結及び事業実施に当たっては、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。
- ・受注者は、職業安定法等の労働関係法令に違反しないよう、十分に注意すること。
- ・本事業の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、業務を遂行する。